

令和 7 年第 4 回下呂市議会定例会

議会委員会提出議案目録

委員会提出議案第 1 号

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・・・ P 2

【提出者：議会運営委員長】

委員会提出議案第 2 号

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について・・・ P 6

【提出者：議会運営委員長】

委員会提出議案第 1 号

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

下呂市議会 議会運営委員会
委員長 今 井 政 良

提 案 理 由

本会議及び委員会における表決の方法について、実際の運用に即した内容に当該規則の一部を改正することで、より適切な議会運営を確保するもの。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則

下呂市議会会議規則（平成16年下呂市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（挙手等による表決）</u> 第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者<u>に挙手又は起立（以下「挙手等」という。）をさせ、挙手等をした議員の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が<u>挙手等をした議員</u>の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 （簡易表決） 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員1人以上から異議があるときは、議長は、<u>挙手等</u>の方法で表決を採らなければならない。 <u>（挙手等による表決）</u> 第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者<u>に挙手等をさせ、挙手等をした委員の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が<u>挙手等をした委員</u>の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	<u>（起立による表決）</u> 第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者<u>を起立させ、起立者の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 議長が<u>起立者</u>の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 （簡易表決） 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員1人以上から異議があるときは、議長は、<u>起立</u>の方法で表決を採らなければならない。 <u>（起立による表決）</u> 第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者<u>を起立させ、起立者の</u>多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 委員長が<u>起立者</u>の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

改 正 後	改 正 前
い。 (簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を 会議に諮ることができる。異議がないと認め るときは、委員長は、可決の旨を宣告する。 ただし、委員長の宣告に対して、出席委員か ら異議があるときは、委員長は、<u>挙手等</u>の方 法で表決を採らなければならない。	(簡易表決) 第137条 委員長は、問題について異議の有無を 会議に諮ることができる。異議がないと認め るときは、委員長は、可決の旨を宣告する。 ただし、委員長の宣告に対して、出席委員か ら異議があるときは、委員長は、<u>起立</u>の方法 で表決を採らなければならない。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則要綱

1. 改正理由

本会議及び委員会における表決の方法について、実際の運用に即した内容に当該規則の一部を改正することで、より適切な議会運営を確保するものです。

2. 概要

(1) 本会議における表決の方法を挙手又は起立によるものとします。

(第 70 条、第 76 条関係)

(2) 委員会における表決の方法を挙手又は起立によるものとします。

(第 131 条、第 137 条関係)

(3) この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

(附則関係)

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

下呂市議会 議会運営委員会

委員長 今 井 政 良

提 案 理 由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 46 号）の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号利用法」という。）が一部改正されたため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年下呂市条例第３号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第２条 （略） ２・３ （略） ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで及び第６章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、下呂市情報公開条例（平成16年条例第20号。<u>第21条において「情報公開条例」という。</u>）第２条第２号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第５項において「番号利用法」という。</u>）<u>第２条第９項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限） 第12条 （略） ２～４ （略） ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２	（定義） 第２条 （略） ２・３ （略） ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第３章まで及び第６章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、下呂市情報公開条例（平成16年条例第20号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第２条第２号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第２条第８項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限） 第12条 （略） ２～４ （略） ５ 保有特定個人情報に関しては、第２項第２

改 正 後			改 正 前		
号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項の部～第12条第2項第1号の項（略）			第12条第1項の部～第12条第2項第1号の項（略）		
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成され	第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成され

改 正 後				改 正 前			
			た特定個人情報ファイル（番号利 用法第2条 第10項に規 定する特定 個人情報フ ァイルをい う。）に記 録されてい るとき				た特定個人 情報ファイ ル（番号利 用法第2条 第9項に規 定する特定 個人情報フ ァイルをい う。）に記 録されてい るとき
第39条第1項第2号の項（略）				第39条第1項第2号の項（略）			
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議 会が保有している個人情報ファイルについ て、それぞれ次に掲げる事項その他議長が 定める事項を記載した帳簿（<u>第3項において「個人 情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公 表しなければならない。 （1）～（9）（略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイ ルについては、適用しない。 （1） 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又 は職員若しくは職員であった者に係る個 人情報ファイルであって、専らその人事、 議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福 利厚生に関する事項又はこれらに準ずる 事項</u>を記録するもの（議長が行う職員の 採用試験に関する個人情報ファイルを含				（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議 会が保有している個人情報ファイルについ て、それぞれ次に掲げる事項その他議長が 定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報フ ァイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなけ ればならない。 （1）～（9）（略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイ ルについては、適用しない。 （1） 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又 は職員若しくは職員であった者に係る個 人情報ファイルであって、専らその人事、 議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関 する事項<u>その他これらに準ずる事項</u>を記 録するもの（議長が行う職員の採用試験 に関する個人情報ファイルを含む。）			

改 正 後	改 正 前
む。) イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>自己を本人とする保有個人情報</u>の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を	イ～キ (略) (2)・(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己を本人とする保有個人情報</u>の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章</u>において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第49条</u>において「開示請求」という。）をすることができる。 (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第49条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。 3 (略) (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章</u>において「訂正請求者」という。）に対

改 正 後	改 正 前
定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手續) 第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録	し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 (略) (利用停止請求の手續) 第40条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録

改 正 後	改 正 前
する行政文書に記録されているものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定<u>に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	する行政文書に記録されているものに限る。) のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第４章</u>（第４節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 46 号）の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号利用法」という。）が一部改正されたため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 番号利用法第 2 条第 8 項の新設により項番号が順次繰り下げられたことに伴い、繰り下げられた項番号を引用している規定を改めます。

(第 3 条第 10 項、第 12 条第 5 項関係)

- (2) その他、所要の修正を行います。

(第 2 条第 4 項・第 10 項、第 12 条第 5 項、第 17 条第 1 項・第 2 項、第 19 条第 1 項・第 2 項、第 32 条第 2 項、第 33 条第 3 項、第 39 条第 1 項・第 2 項、第 40 条第 3 項、第 48 条、第 49 条関係)

- (3) この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

(附則関係)